

緊急災害時等における生徒引き渡しマニュアル

1 目的

- ・生徒の安全が確保できない恐れがある非常災害や事件等が発生した場合、臨時下校に伴い、生徒の迎えを保護者に要請し、生徒を安全に保護者に引き渡すため。

2 引き渡しのめやす

○地震

- ・横芝光町において、震度5強以上の地震が発生した場合。
- ・内閣府から大震災に対して「警戒宣言」が発出された場合。
- ・通学路や家屋等に損傷が見られ、生徒自身での下校が難しいと判断した場合。
- ・地震により通信機能が麻痺した場合。

○火災

- ・校舎が火災に見舞われ、全焼もしくは、それに相当する被害に見舞われた場合。

○水害

- ・通学路が洪水等により、下校困難になった場合。

○不審者の侵入や近隣で危険な事件が発生した場合

- ・校地、校舎内に不審者が侵入し、生徒・教職員に危害が及んだとき、もしくはおよぶ恐れがある場合。
- ・学区内に不審者や事件等で、生徒に危害がおよぶ事態が予想される場合。

○その他

- ・校長が引き渡しを必要と判断した場合。

以上のような場合には、スクリレ未登録の家庭に対して、担任より各家庭に電話連絡し、引き渡しを行う。場合によっては、町防災無線での連絡を依頼する。

※停電や通信障害等で連絡ができない場合を考え、事前に各家庭に「緊急災害時等における生徒引き渡しについて」(別紙)を配付しておく。(学校ホームページにも載せ、周知しておく。)

※情報が不十分な場合は、学校に来校し、状況の確認をする。(管理職)

3 地震時の各家庭での対応

○登校前に、震度5強以上の地震が発生した場合

- ・自宅待機
- ・学校等に被害がないことを確認でき、スクリレ等で連絡ができた場合は、安全に留意し登校する。その際、各家庭の地域での見守り、教職員の交通指導を実施する。

○登下校中に、震度5強以上の地震が発生した場合

- ・自宅に近い場合は、自宅に引き返す。又、通学路の被害が大きい場合も同様に引き返す。

○授業中に、震度5強以上の地震が発生した場合

- ・生徒を引き取りに学校へ来校する。

○休日の部活動中に、震度5強以上の地震が発生した場合

- ・原則的に登校日と同様に行う。

4 引き渡しの手順

災害発生（震度5強以上・火災・水害・不審者等）

スクリレ・電話連絡・防災無線

家庭連絡

保護者の動き	教職員の動き
<p><車で来校した場合の引き渡しの流れ></p> <p>①駐車場に車を止め、生徒昇降口から校舎内へ。 A: 来客用駐車場(50台)※体育館前 B: 臨時駐車場(20台)※別紙参照 ・町体育館裏の道路を通り、南門から校内に入る。学校職員の誘導に従い、駐車する。 C: 町立図書館駐車場</p> <p>②生徒昇降口で、教室を案内してもらう。 ③教室前廊下で、引き渡し名簿の必要事項を記入し、学級担任に、「生徒の氏名、受取人の氏名、生徒との関係」を伝える。 ④学級担任から、生徒を引きとる。 ※校内では、車が走行するので、十分に気を付ける。 ※車の走行については、一方通行にします。道路に出る際は、左折のみ(別紙 説明図参照)</p> <p><徒歩や自転車で来校した場合の引き渡しの流れ></p> <p>①職員駐車場の入り口から校内に入る。 ②駐輪場に自転車を止め、又は、そのまま生徒昇降口から校舎内へ。 ※校内を車が走行するので、原則右端を通るようにし、十分に気を付ける。 ③生徒昇降口で、教室を案内してもらう。 ④教室前廊下で、引き渡し名簿の必要事項を記入し、学級担任に、「生徒の氏名、受取人の氏名、生徒との関係」を伝える。 ⑤学級担任から、生徒を引きとる。 ⑥混雑を避け、北門から校外にでる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南門の開錠(駐車場担当者) ・学担は教室、副担は駐車場対応1名と校内1名(昇降口又は学年フロアでの保護者対応)に分かれる。 ※学担は、引き渡し名簿に記入できていることを必ず確認した上で引き渡す。 ・校長は、全体指揮 ・教頭は、電話対応等、渉外担当 ・教務は、生徒昇降口での対応 ・養護教諭は、保健室対応 ・事務は、電話対応